

労災医科診療行為マスタ 登録内容の一部訂正

令和元年9月30日

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101110010	初診料	5(変更)	新又は現点数	3760.00	3820.00	令和元年10月診療分から適用
101110040	初診料(同一日複数診療科受診)	5(変更)	新又は現点数	1880.00	1910.00	令和元年10月診療分から適用
101120010	再診料	5(変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120040	再診料(同一日複数診療科受診)	5(変更)	新又は現点数	690.00	700.00	令和元年10月診療分から適用
101120050	電話等再診料	5(変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120060	同日再診料	5(変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120070	同日電話等再診料	5(変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120080	電話等再診料(同一日複数診療科受診)	5(変更)	新又は現点数	690.00	700.00	令和元年10月診療分から適用

※ 改訂分ファイルについては、改訂をしたレコードのすべての項目を記載しています。